**解散公告（第一回）**国民年金基金

**127\_1**

**解散公告**

当基金は、令和○○○年○○月○○○日開催の代議員会で決議し令和○○○年○○月○○○日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和○○○年○○月○○○日　**（※①）**

○○県○○市○○○○○○○○○○

○○○○○国民年金基金

代表清算人　○○　○○

**解散公告（第二回）**国民年金基金

当基金は、令和○○○年○○月○○○日開催の代議員会で決議し令和○○○年○○月○○○日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和○○○年○○月○○○日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和○○○年○○月○○○日　**（※①）**

○○県○○市○○○○○○○○○○

○○○○○国民年金基金

代表清算人　○○　○○

**解散公告（第三回）**国民年金基金

当基金は、令和○○○年○○月○○○日開催の代議員会で決議し令和○○○年○○月○○○日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和○○○年○○月○○○日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和○○○年○○月○○○日　**（※①）**

○○県○○市○○○○○○○○○○

○○○○○国民年金基金

代表清算人　○○　○○

※ 清算人が一人の時は『代表』を削除して下さい

※解散事由を必ずご確認ください

（解散事由により、公告の文面が変わります）

（※①）掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

関連条文

　国民年金法

第百三十五条　第百三十七条の二の二